

高鍋町告示第37号

令和3年第3回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月30日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和3年9月3日(金)

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
青木 善明君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
後藤 正弘君	緒方 直樹君

○9月7日に応招した議員

同上

○9月8日に応招した議員

同上

○9月9日に応招した議員

同上

○9月13日に応招した議員

同上

○9月22日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和3年9月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)]
- 日程第5 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号) [高鍋町手数料徴収条例の一部改正について]
- 日程第6 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)]
- 日程第7 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(専決第10号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)]
- 日程第8 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(専決第11号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)]
- 日程第9 報告第5号 令和2年度高鍋町健全化判断比率について
- 日程第10 報告第6号 令和2年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第11 報告第7号 令和2年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第12 議案第52号 令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2請負変更契約について
- 日程第13 議案第53号 令和3年度町立高鍋図書館老朽化対策事業(建築改修工事)請負契約について
- 日程第14 議案第54号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第15 議案第55号 令和2年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第16 認定第1号 令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第2号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

- 日程第18 認定第3号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第4号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第5号 令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第6号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第22 認定第7号 令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第23 認定第8号 令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第24 認定第9号 令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第25 認定第10号 令和2年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第26 議案第56号 高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第57号 高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第58号 高鍋町交通指導員設置条例の制定について
- 日程第29 議案第59号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第30 議案第60号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第61号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第62号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第63号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 令和2年度高鍋町一般会計並びに特別会計等決算審査結果報告
- 日程第35 請願第1号 国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区受益者負担軽減に関する請願について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕

- 日程第5 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）〔高鍋町手数料徴収条例の一部改正について〕
- 日程第6 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）〕
- 日程第7 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕
- 日程第8 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（専決第11号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）〕
- 日程第9 報告第5号 令和2年度高鍋町健全化判断比率について
- 日程第10 報告第6号 令和2年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第11 報告第7号 令和2年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第12 議案第52号 令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2請負変更契約について
- 日程第13 議案第53号 令和3年度町立高鍋図書館老朽化対策事業（建築改修工事）請負契約について
- 日程第14 議案第54号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第55号 令和2年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第16 認定第1号 令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第2号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第3号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第4号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第5号 令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第6号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第22 認定第7号 令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第23 認定第8号 令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第24 認定第9号 令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第25 認定第10号 令和2年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第26 議案第56号 高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第57号 高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改

正について

- 日程第28 議案第58号 高鍋町交通指導員設置条例の制定について
日程第29 議案第59号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）
日程第30 議案第60号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第31 議案第61号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第32 議案第62号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
日程第33 議案第63号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第34 令和2年度高鍋町一般会計並びに特別会計等決算審査結果報告
日程第35 請願第1号 国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区受益者負担軽減に関する請願について

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 青木 善明君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 副町長 …………… 稲井 義人君
教育長 …………… 島埜内 遵君 農業委員会会長 …………… 坂本 弘志君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 野中 康弘君
財政経営課長 …………… 飯干 雄司君 建設管理課長 …………… 長友 和也君
農業政策課長 …………… 渡部 忠士君 農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君
地域政策課長 …………… 日高 茂利君
会計管理者兼会計課長 …………… 鳥井 和昭君

町民生活課長	……………	鳥取 和弘君	健康保険課長	……………	川野 和成君
福祉課長	……………	杉田 将也君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	山下 美穂君			

午前10時00分開会

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から令和3年第3回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） 6番。おはようございます。

令和3年第3回定例会の招集に伴いまして、8月31日午前10時より第3会議室において議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長並びに関係課長の3名、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催しましたので、御報告いたします。

今定例議会に提案されます案件は、議案第47号専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）など専決処分の承認が5件、令和2年度高鍋町健全化判断比率についてなど報告が3件、議案第52号令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2請負変更契約についてなど契約が2件、議案第55号令和2年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてなど決算認定が10件、議案第56号高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてなど条例の一部改正が2件、議案第58号高鍋町交通指導員設置条例の制定について、議案第54号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）など補正予算が6件、請願第1号国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区受益者負担軽減に関する請願についての全部で31件であります。

執行部より説明を受けまして、意見を求めましたが特になく、その後議会事務局より日程についての説明を受け、会期につきましては、本日9月3日から9月22日までの20日間で行うことで委員全員の意見の一致を見たところであります。

また、いまだコロナ禍でありますので、議会のスムーズな運営に議員各位及び執行部の皆様方の御協力をお願いいたしまして報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（緒方 直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、黒木正建議員、10番、古川誠議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（緒方 直樹） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告とします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さん、おはようございます。令和3年6月1日から令和3年8月31日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、災害時における避難所等施設利用に関する協定締結式についてでございますが、6月9日に有限会社四季亭様と、7月19日に高鍋信用金庫様とそれぞれ締結いたしました。大規模化する自然災害への対応に加え、新型コロナウイルス感染症対策により避難者同士の間隔を確保しなければならない中、避難所の確保が大きな課題であると認識しております。

今回の協定締結により、町と事業所との連携が深まり、有事の際に指定避難所として活用することで町民の皆様にとって重要な防災の拠点になるものと期待しております。

次に、書家金澤翔子展についてでございますが、7月17日から8月29日まで高鍋町美術館において町制120周年記念事業の一環として開催いたしました。今回の展覧会では、金澤さんが10歳のときに手がけた「涙の般若心経」や代表作の「平清盛」、今の時代を鮮やかに表現した「共に生きる」など金澤さんの所業を一望できる展覧会となりました。日本を代表する書家の一人である金澤翔子さんの筆から生み出される書は、他の作品にはないエネルギーに満ちあふれており、その魅力をより身近に感じていただけたものと考えております。

次に、高鍋町と株式会社飫肥社中との地方創生に関する連携協定締結式についてでございますが、地方創生のために相互に連携し持続可能で活力ある個性豊かな地域づくりの実現を目的として、7月27日に高鍋町役場において執り行いました。コロナ禍におけるデジタル化への対応や縮小する経済・社会に直面する現状の諸課題に対応するため、職員研修や町民等向けのまちづくり研修の実施などによる人材育成会のほか、地方創生に関する事業に連携して取り組むことで町のさらなる発展につながるものと考えております。

次に、企業立地協定書調印式についてでございますが、8月26日に高鍋町役場において執り行いました。農業における技術や経営など様々な面から農業の発展に貢献し、地域

に根差したアグリビジネスに取り組んでおられるツールバアグリ株式会社様の子会社であり、昨年10月に高鍋町を本社として新たに設立されました日本自給飼料生産普及センター株式会社様と立地協定を締結いたしました。

今回設置される施設は、通称「宮崎TMRセンター」とされており、今後周辺の畜産農家を支える重要な飼料供給施設になるものと期待しております。今後とも町のさらなる活性化のため、積極的な企業誘致活動に努めてまいります。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（緒方 直樹） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から9月22日までの20日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの20日間と決定いたしました。

日程第4. 議案第47号

日程第5. 議案第48号

日程第6. 議案第49号

日程第7. 議案第50号

日程第8. 議案第51号

○議長（緒方 直樹） 日程第4、議案第47号専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕から日程第8、議案第51号専決処分の承認を求めることについて（専決第11号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）〕まで以上5件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第47号（専決第7号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕についてから議案第51号（専決第11号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）〕についてまで一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第47号（専決第7号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕についてでございますが、本案につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためのワクチン集団接種を着実に進めるため、接種作業に従事する医師及び看護師を増員するための経費及び6月13日に発生しました梅雨前線豪雨による災害につきまして、早急に暫定的な復旧を行うとともに今後の大雨による被害拡大を防ぐための工事に要する

経費を計上したものでございます。

ワクチン集団接種の体制整備、梅雨前線豪雨による災害の暫定復旧のいずれにつきましても早急に対応する必要がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定によりやむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ678万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億2,624万8,000円とするものでございます。

次に、議案第48号（専決第8号）〔高鍋町手数料徴収条例の一部改正について〕でございますが、本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行主体として明確化されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、同法律は令和3年9月1日から施行されており、住基事務に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議案第49号（専決第9号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）〕についてでございますが、本案につきましては、新型コロナウイルス感染者の急増により宮崎市に出されていた営業時間短縮要請が8月13日に県下全域に拡大されたことから、対象期間の8月16日から24日までの期間を通して、午後8時から翌日午前5時までの間、店舗内における飲食の提供を行わなかった事業者に対し協力金を支給するものでございます。

なお、営業時間短縮要請が8月16日からとなりましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,293万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億9,917万8,000円とするものでございます。

次に、議案第50号（専決第10号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕についてでございますが、本案につきましては8月24日までの期間で要請されておりました営業時間短縮が7日間延長され8月31日までとなったことから、延長期間内に店舗内における飲食の提供を行わなかった事業者に対し協力金を追加して支給するものでございます。

なお、営業時間短縮要請が8月25日から延長されることとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,641万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億4,558万8,000円とするものでございます。

次に、議案第51号（専決第11号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）〕についてでございますが、本案につきましては、8月31日まで延長されておりました営業時間短縮要請が、さらに12日間延長され、9月12日までとなったことから、延長期間内に店舗内における飲食の提供を行わなかった事業者に対し協力金を追加して支

給するものでございます。

なお、営業時間短縮要請が9月1日から延長されることとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,619万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億3,177万8,000円とするものでございます。

以上、5件の議案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第47号（専決第7号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕についてから議案第51号（専決第11号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）〕についてまで、財政経営課関係部分につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、議案第47号（専決第7号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕についてでございますが、本案につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のためのワクチン接種体制整備及び6月13日に発生しました梅雨前線豪雨による災害復旧に関するものでございます。

専決処分の内容について御説明いたします。

歳出についてでございますが、保健衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためのワクチン集団接種を着実に進めるため、医師、延べ15時間分、ワクチンの希釈充填を行う看護師、延べ124時間分、ワクチン接種に直接従事する看護師、延べ15時間分に対する謝礼に、西都児湯医療圏域外からの医師及び看護師に対する加算を合わせて118万4,000円を追加するもの、公共土木施設災害復旧費につきましては、6月13日の梅雨前線豪雨により2か所で崖崩れが発生し通行止めとなりました坂本・鬼ヶ久保線、通称「坂本坂」の片側交互通行での暫定復旧のために規制信号等の借り上げ料、崩れ落ちた土砂及び倒木の撤去、安全対策として大型土のう設置に要する費用、また同日の豪雨により発生しました肥後川の護岸洗掘に対して被害拡大を防止するための大型土のう設置に要する費用、合わせて560万円を追加するものでございます。

歳入についてでございますが、災害復旧費用に充てるために、財政調整基金繰入金金を560万円増額、ワクチン接種費用に充てるために、ふるさとづくり基金繰入金金を118万4,000円増額するものでございます。

なお、専決処分の日は令和3年7月1日でございます。

次に、議案第49号（専決第9号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）〕についてでございます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染者の急増により、宮崎市に出されていた新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請が8月13日に県下全域に拡大されたことから、対象となる店舗が営業時間短縮要請に協力した場合に協力金を支給するものでございます。

対象となる店舗は、8月15日以前に営業を開始している飲食店等のうち、町内に所在し食品衛生法の営業許可を受け、店舗内において飲食を伴う営業を行う飲食店等のうち、通常午後8時を超えて営業する飲食店で、持ち帰り及び宅配の専門店並びにイトインスペースを有するスーパー及びコンビニエンスストア等の小売店は対象外となっております。

要請内容でございますが、午後8時から翌日午前5時までの間、店舗内における飲食の提供は行わないものとし、酒類を提供している店舗については、酒類の提供を午前11時から午後7時までとするものとなっております。

対象期間は8月16日から24日までで、期間を通して営業時間短縮を行った店舗に対して9日分の協力金が支給されるものでございます。

なお、8月14日及び15日にも営業時間短縮を行った店舗には2日分、15日から営業時間短縮を行った店舗には1日分の協力金が加算されることとなっております。対象店舗数は200店舗程度を想定し、協力金の額につきましては、前年度または前々年度の8月の一日の売上高に0.3を乗じた額で、下限が1日当たり2万5,000円、上限が同じく7万5,000円、または、前年度または前々年度の8月の一日の売上高の減少額に0.4を乗じた額で、最大1日当たり20万円のいずれかにより算出するものとなっております。

事業費についてでございますが、協力金につきましては7,150万円、事務費として消耗品費4万8,000円、申請書類等の郵便料3万円、協力金の口座振込手数料2万2,000円、高鍋商工会議所への受付審査業務委託料133万円の計143万円、合わせて7,293万円を増額するものでございます。

歳入につきましては、県補助金が6,578万円、ふるさとづくり基金繰入金715万円となっております。

なお、専決処分の日は令和3年8月13日でございます。

次に、議案第50号（専決第10号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕についてでございます。

本案につきましては、8月13日に県下全域に拡大された営業時間短縮要請が8月31日まで7日間延長されたことから、延長された期間の全てにおいて店舗内における飲食の提供を行わなかった事業者に対し協力金を追加して支給するものでございます。内容といたしましては、延長前の内容と同じでございます。

事業費についてでございますが、協力金につきましては4,550万円、事務費として消耗品費4万8,000円、郵便料3万円、口座振込手数料2万2,000円、受付審査業務委託料81万円の計91万円、合わせて4,641万円を増額するものでございます。

歳入につきましては、県補助金が4,186万円、ふるさとづくり基金繰入金が455万円でございます。

なお、専決処分の日は令和3年8月20日でございます。

次に、議案第51号（専決第11号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第

6号)] についてでございます。

本案につきましては、8月31日まで延長されておりました営業時間短縮要請が、さらに12日間延長され、9月12日までとなったことから、延長された期間の全てにおいて店舗内における飲食の提供を行わなかった事業者に対し、協力金を追加して支給するものがございます。内容といたしましては、延長前の内容と同じでございます。

事業費についてでございますが、協力金につきましては8,450万円、事務費として消耗品費4万8,000円、郵便料3万円、口座振込手数料2万2,000円、受付審査業務委託料159万円の計169万円、合わせて8,619万円を増額するものでございます。

歳入につきましては、県補助金が7,774万円、ふるさとづくり基金繰入金が845万円ございます。

なお、専決処分の日は令和3年8月26日でございます。

財政経営課関係部分の詳細説明は、以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。それでは、議案第48号（専決第8号）〔高鍋町手数料徴収条例の一部改正について〕詳細説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページを併せて御覧いただきますようお願いいたします。

個人番号の再交付につきましては、これまで町が申請者から手数料を徴収しておりましたが、今回の法改正に伴いまして、地方公共団体情報システム機構が徴収することとなりましたので、個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除するものでございます。

なお、町民の方の個人番号カード再発行に伴う申請等の手続については、特段の変更はございません。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

日程第9. 報告第5号

日程第10. 報告第6号

日程第11. 報告第7号

○議長（緒方 直樹） 日程第9、報告第5号令和2年度高鍋町健全化判断比率についてから日程第11、報告第7号令和2年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてまで、以上3件を議題といたします。

まず、町長の報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。報告第5号令和2年度高鍋町健全化判断比率について及び報告第6号令和2年度高鍋町公営企業資金不足比率について、一括して御報告申し上げます。

まず、報告第5号令和2年度高鍋町健全化判断比率についてでございますが、地方公共

団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率につきまして御報告するものでございます。

4つの健全化判断比率のいずれかが括弧書きで記載しております早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないと規定されておりますが、本町におきましては、いずれの比率も早期健全化基準未満となっております。

次に、報告第6号令和2年度高鍋町公営企業資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

公営企業の資金不足比率が経営健全化基準である20%以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならないと規定されております。本町におきましては、水道事業会計、下水道事業特別会計、工業用地造成事業特別会計が対象となりますが、いずれも資金不足は発生しておりません。

以上、2件につきまして御報告申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 次に、教育長の報告を求めます。教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。報告第7号令和2年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について御報告申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により提出するものでございます。

日程第12. 議案第52号

○議長（緒方 直樹） 日程第12、議案第52号令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第52号令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2請負変更契約について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、本工事の工事請負契約締結後に用地を取得した区間の掘削及びその前後の区間とのすり付け掘削等を追加するため、契約額を増額するものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第52号令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2請負変更契約について詳細説明を申し上げます。

本案の元となる契約は、令和2年第2回臨時会において議決をいただいております。今

回の変更の内容についてでございますが、契約の目的、工事場所、契約の相手方の変更はございませんが、契約金額につきまして、変更前契約額3億5,046万円から1,925万6,000円を増額し、3億6,971万6,000円とするものでございます。

増額の理由でございますが、当初契約時において用地の取得ができていなかった部分において用地交渉がまとまりましたので、当該区間の土工掘削及び前後の区間とのすり付け掘削の追加を行うとともに、排水側溝の延長及びのり面工等を追加し、事業の促進を図るものでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。工事請負契約締結後に用地取得した区間の掘削及びその前後の区間とのすり付け掘削等の追加という多分説明だったと思うんですが、金額的にちょっと多いような気がするんです。延長区間及び掘削工事の基準単価等はどうか、お伺いしたいと思います。

また、この区間については用地取得が困難であったとは聞き及んでいるんですけども、本工事請負契約までに取得できなかった理由は何か、その2点についてお答え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。お答えいたします。今回の変更による区間延長につきましては、約60メートルの工事区間延長となります。斜面となっている関係上、取得しました用地の手前で掘削を止めておりましたので、その分、掘削料が約3,000立米ほどの増加となっております。

また、区間延長に伴います側溝の布設等を追加しております。

また、基準単価につきましては、県が出しております土木工事設計単価に基づき積算しております。

用地取得が遅れた理由につきましては、土地所有者がかなり以前にお亡くなりになられておりました、相続人の特定に時間を要したこと、また相続権利者が全て県外在住者でありましたので、契約までに時間を要したものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。あそこの地域については、あそこで耕作をされている方からも直接お話を聞きすることがありました。というのは、やはりあそこの地域においては、なかなか水の排出が困難であること、いろんなことを踏まえた上でどうなるのか、水の利用の問題、そして排水の問題、そこのことについてはどのような考えを持って今度の工事に臨まれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。水の排水の問題ですけれども、現場を見ていただくとすぐ分かると思います。湧水が非常に多くて、今回の掘削途中におきましても相当数の土砂の崩壊なり斜面が崩れる等の事象が発生しております。

今回、排水につきましては、現在まで、今まで、変更前につきましては現道敷に水が行くような排水の工事になっておりましたけれども、今回の追加工事延長において、現道敷、供用していただく道路敷のほうには水が流れないような処置がとれるようになりますので、坂道を通行される方々に影響は今度は軽減されていくものと判断しております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。私は、通行する人のためもあるんですけど、あそこに田んぼを持っていらっしゃる方のこともどうなるのかということ併せて聞いていたわけです。そこがどうなるのかということはどういうふうになるのか、これは農業政策課長が答えるべきなのか、どうなのかよく分からないんですけど、工事の進捗に関してはしっかりと農業政策課とも協議をしてこられたと思うんですが、そのことについては何かありますか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。その部分につきましては、今回うちのほうの今回の工事につきましては、坂道の改良、確かにキヤノンの関係で道路改良を進めてまいりましたけれども、排水については今までどおり、同じ状態での排水の改良を行っております。雨水、その部分の、特に畑の排水だと思われまますので、そういう部分につきましては今後農業政策課と協議を進めていって、必要であれば排水はしなくちゃいけないのかなと思いますけれども、現況、大型排水が全て道路脇に入っておりますので、そこへの排水効率をきちんと良くするという考え方のもとで動きたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第52号令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2請負変更契約について賛成の立場で討論を行います。

先ほど質疑も行いましたけれども、あそこの地域については、道路の水の問題、そして田んぼの水の問題、この問題が非常に相まっておる地域でございます。そのことから考えて、しっかりと両方の運営がうまくいくような状況というのを期待して賛成したいと思います。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第52号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第52号令和2年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事その2請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第53号

○議長（緒方 直樹） 日程第13、議案第53号令和3年度町立高鍋図書館老朽化対策事業（建築改修工事）請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第53号令和3年度町立高鍋図書館老朽化対策事業（建築改修工事）請負契約について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第53号令和3年度町立高鍋図書館老朽化対策事業（建築改修工事）請負契約について詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、町立高鍋図書館老朽化対策事業（建築改修工事）、工事場所は高鍋町大字南高鍋551番地、町立高鍋図書館、契約の方法は指名競争入札、契約金額は5,533万円、契約の相手方は高鍋町大字南高鍋8814番地1、株式会社山口鉄工建設、代表取締役山口順一でございます。

なお、この工事につきましては、令和3年8月26日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社岩切建設、有限会社多田工務店、株式会社増田工務店、株式会社山口鉄工建設の4社でございました。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。議案第53号令和3年度町立高鍋図書館老朽化対策事業（建築改修工事）請負契約について、社会教育課より工事概要の説明を申し上げます。

町立高鍋図書館は、建設されてから40年以上が経過し老朽化が進行しております。今回の工事は、図書館を安全に運営するため早急に対応すべき箇所について実施をするものでございます。

主な内容といたしましては、外壁の改修、屋上の防水工事、玄関の自動ドアの設置及び外構工事を行うものでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今、社会教育課長の説明で、どのような改修工事を行うのかという説明はございました。それは町民にとって利用しやすい、安全なものになるのかどうか、またこれまでの利用者及び年間のイベントなどについて、コロナ禍における利用促進事業はどうしてきたのかということも併せてお聞きしたいと思います。

議長へお願いがあるんですが、できれば図書館の設計図面をいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

その件については、了承いたしました。

一時、暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

.....
午前10時55分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。中村議員より御要望ありました図面につきましては、1階平面図及び2階の平面図となります。改修工事の具体的な内容についてでございますが、まず外壁については、ひび割れを生じております。また、タイルの浮いている箇所もありますため、補強をした上で表面を塗装いたします。屋根につきましては、雨漏りをしております箇所があるため、屋根材を更新し防水を施します。玄関については、現在は開き戸ですけれども、こちらを自動ドア及びスロープを設置し、バリアフリー化を行います。ここについてが、1階平面図の玄関部分となります。

外構につきましては、図書館西側のブロック撤去及び新たなブロックを積み、フェンスを新設いたします。また、駐車場の舗装を行います。

次に、イベント等の実施に関しましては、昨年度コロナ禍の中でも人数を制限、また感染対策を取りながら行ってまいりました。その際、特に2階の研修室につきましては、雨天時雨漏りのため使用が困難であったり、漏電の恐れがあるため、電気を一部消灯したままで使用したりと、部屋を広く使う必要がある中、利用の制限を余儀なくされることもございました。

今回の改修工事では、これらの改修に加え駐車場の舗装の劣化による水たまり、玄関の段差なども解消されるため、小さなお子様や高齢の方の利便性の向上が図られるものと考えております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。今説明がありましたけれども、外側の外壁工事、主にスロープを付けたら自動ドアにしたりとかいうことはよく理解できました。しかし、問題

は、やはり図書館というのは、来ていただいた方に安心して利用していただけるということが多分前提じゃないかなというふうに私は思っております。

トイレを含め、使いやすい形に、中のほうの改修工事というのは考えていらっしゃるのかどうか。今回のには入ってなくても、どういうふうな形でそこを補っていくのかということが知りたいと思うんです。

それと、2階のほうの、ここに書庫があるんです。だから、書庫についても、ある程度しっかりしたものに補修していかないと、きちんとしていかないと、やはり今のままではちょっと使いづらくなっていく部分があるんですが、そのことについては、今回は入っていないにしても、どのような考え方を持っていて臨まれているのか、そこだけ、お答えができないということであれば仕方ありませんけど、できればお答えをしていただければありがたいなと。

今回の契約の問題と直接関係がありませんので、そこをお答え願うように私はお願いをしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。まず、トイレの改修ですけれども、今回の老朽化対策事業におきまして、トイレも改修は行います。

次に、内部の利便性等も含めての今後についてということですが、先ほど申しましたが、今回は図書館を安全に運営するための早急対応を必要とした箇所に対するものでございます。御質疑の書庫も含め、館内について今後の利便性の向上等も含め、あり方を協議していかねばならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 確認だけさせていただきたいと思います。

今度、玄関と書いてあるところなんですけれども、せっかくスロープを付けてバリアフリーにしたいということですので、もうここは玄関で今、前はちゃんと靴を脱いで上がるようになっておりました。それが今度、自動ドアに変えることによって、それまでのスロープ体制というか、こう行けるような体制にせっかくなるんだから、ここも当然改修されて、そのまんま入れる形というのが取っていただけるものと思っておりますが、それはどのようになるかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。玄関は、現在確かに靴を脱いで上がる状態でしたので段差がございますが、今回の工事に伴って自動ドアが開くと、その高さがそのまま同じ高さになる、段差は解消するとしております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。今回の競争入札の落札率はいかがだったでしょうか、

お願いします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。落札率につきましては、95.95%でございました。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第53号令和3年度町立高鍋図書館老朽化対策事業（建築改修工事）請負契約については、原案のとおり可決いたしました。

日程第14. 議案第54号

○議長（緒方 直樹） 日程第14、議案第54号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第54号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、8月11日に発令されました宮崎県独自の緊急事態宣言に伴い、売上げ減少の影響を受けた町内の中小事業者に対して、事業継続のための高鍋町独自の支援金を支給するものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,835万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億8,013万1,000円とするものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第54号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について詳細説明を申し上げます。

本案につきましては、3回目となる宮崎県独自の緊急事態宣言が発令されている令和

3年8月または9月の売上げが、令和2年または令和元年の当該月の売上げと比較して30%以上減少している事業者で、比較の対象となる令和2年または令和元年の当該月の売上げが10万円以上であった事業者に対し、1事業者当たり10万円の支援金を支給するものでございます。対象となる事業者数は480事業者程度を見込んでおります。

事業費について御説明いたします。予算書の9ページを御覧いただきたいと思います。

歳出でございますが、上から順にまいります。口座振込手数料が5万3,000円、委託料といたしまして、受付審査業務委託が30万円、負担金補助及び交付金といたしまして、町内事業者緊急支援金10万円の480事業者の4,800万円を見込んでおります。

続きまして、歳入でございます。歳入は、7ページでございます。全額ふるさとづくり基金繰入金4,835万3,000円を充てる予定といたしております。

詳細説明は、以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

日程第15. 議案第55号

日程第16. 認定第1号

日程第17. 認定第2号

日程第18. 認定第3号

日程第19. 認定第4号

日程第20. 認定第5号

日程第21. 認定第6号

日程第22. 認定第7号

日程第23. 認定第8号

日程第24. 認定第9号

日程第25. 認定第10号

日程第26. 議案第56号

日程第27. 議案第57号

日程第28. 議案第58号

日程第29. 議案第59号

日程第30. 議案第60号

日程第31. 議案第61号

日程第32. 議案第62号

日程第33. 議案第63号

○議長（緒方 直樹） 日程第15、議案第55号令和2年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第33、議案第63号令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上19件を一括議題といたします。一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第55号令和2年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから議案第63号令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第55号令和2年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第1号令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから認定第9号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出※予算についてまででございますが、令和2年度各会計の歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付すものでございます。

初めに、認定第1号の一般会計については、歳入総額131億6,474万18円、歳出総額126億9,511万14円、差引き4億6,963万4円となっております。

次に、認定第2号の国民健康保険特別会計については、歳入総額24億4,930万8,960円、歳出総額24億3,244万9,029円、差引き1,685万9,931円となっております。

次に、認定第3号の後期高齢者医療特別会計については、歳入総額5億1,941万5,913円、歳出総額5億1,941万5,913円、差引きゼロ円となっております。

次に、認定第4号の下水道事業特別会計については、歳入総額3億5,187万1,568円、歳出総額3億4,474万9,510円、差引き※412万2,058円となっております。

次に、認定第5号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額1,034万7,412円、歳出総額954万5,845円、差引き80万1,567円となっております。

次に、認定第6号の介護保険特別会計については、歳入総額19億6,809万1,408円、歳出総額18億7,132万9,238円、差引き9,676万2,170円となっております。

次に、認定第7号のツ瀬川雑用水管理事業特別会計については、歳入総額1,971万643円、歳出総額1,803万4,504円、差引き167万6,139円となっております。

次に、認定第8号の西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計については、歳入総額28万7,327円、歳出総額11万6,901円、差引き17万426円となっております。

次に、認定第9号の工業用地造成事業特別会計については、歳入総額2億4,815万2,962円、歳出総額2億4,715万1,613円、差引き100万1,349円となっております。

次に、認定第10号令和2年度高鍋町水道事業会計決算についてでございますが、地方

公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すものでございます。

収益的収入総額4億5,332万6,897円、支出総額4億790万7,939円で、当年度純利益は4,541万8,958円でございます。

次に、資本的収支でございますが、収入総額9,000万円、支出総額3億4,444万3,404円となっております。なお、資本的収入が支出に対して不足する額2億5,444万3,404円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、議案第56号高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、国からの通知である地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに基づき、本町において新たに職員となった者のサービスの宣誓について、任命権者の面前での宣誓書への署名及び押印を廃止し、署名をした宣誓書の提出で足りるよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第57号高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、現在改修中の高鍋町総合体育館において多目的ホールに空調設備が新たに設置されることに伴い、冷暖房使用料の規定を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第58号高鍋町交通指導員設置条例の制定についてでございますが、本案につきましては、本町の交通指導員の身分を会計年度任用職員から有償ボランティアへ移行するため、本条例の制定を行うものでございます。

本町の交通指導員の身分は、令和元年度末まで非常勤特別職としておりましたが、会計年度任用職員制度が新設されたことから、令和2年度からその身分を会計年度任用職員へ移行したところでございます。しかしながら、週の勤務時間を定める必要があること、支給額の計算が時間単価になることなど交通指導員の活動にそぐわない内容となったこと、また交通指導員の皆様も以前に近い体制での活動を強く希望されていることから、本町の交通指導員の身分を移行するものでございます。

次に、議案第59号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ3億9,024万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億7,037万5,000円とするものでございます。

補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策費として町内のバス、タクシー代行運転事業者への交通事業者支援金、西小学校の第2棟屋上防水工事、6月13日に発生しました梅雨前線豪雨による災害復旧費、企業立地補助金の追加及び西中学校公共浄化槽改修工事、保育所等整備事業補助金の増額などでございます。また、人事異動等に伴う人件費の調整を行うものでございます。

財源といたしましては、国県支出金、繰越金及び町債等でございます。

併せまして、地方債につきましては、急傾斜地崩壊対策事業ほか1件の追加及び保育園施設整備事業ほか3件の変更を行うものでございます。

次に、議案第60号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい

てでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ136万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億4,493万3,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、職員の人事異動に伴う人件費の増額でございます。

次に、議案第61号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ37万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,756万4,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、共済負担率の増等に伴う人件費の増額でございます。歳入では、令和2年度決算に伴う繰越金の増額及び財源調整のための一般会計繰入金の減額でございます。

次に、議案第62号令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出予算の総額に変更はなく、令和2年度事業費確定に伴い歳入の費目間で財源調整するものでございます。

次に、議案第63号令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ9,743万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,521万3,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出は、令和2年度事業費確定に伴う国庫支出金等返還金、※支出基金返還金、一般会計繰出金及び介護給付費準備基金積立金の増額、職員の人事異動に伴う人件費の調整でございます。

歳入は、令和2年度決算に伴う※支出基金交付金、介護給付費県費負担金、繰越金の増額、職員の人事異動に伴う人件費等に対する一般会計繰入金の減額でございます。

以上、19件の議案等につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

.....

午前11時18分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。町長。

○町長（黒木 敏之君） 訂正をお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

.....

午前11時19分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。町長。

○町長（黒木 敏之君） 訂正をお願いいたします。3つ御指摘を受けました。認定第9号の歳入歳出決算を予算と言ったということだそうです。それから、※認定第3号の差引き712万円を412万円と言ったそうでございます。712万円に訂正をしてください。それから、議案第63号の後半になりますけど、支払基金を支出基金と言ったということ

でございますので、御訂正をお願いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

.....
午前11時21分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。町長。

○町長（黒木 敏之君） すいません、訂正の訂正でございます。

認定第4号の訂正を認定第3号と言ったということでございますので、4号へ改めてください。

以上、よろしく申し上げます。

.....
日程第34. 令和2年度高鍋町一般会計並びに特別会計等決算審査結果報告

○議長（緒方 直樹） 日程第34、令和2年度高鍋町一般会計並びに特別会計等決算審査結果報告を求めます。日高正則監査委員。

○監査委員（日高 正則君） 13番、日高正則。それでは、令和2年度決算審査議会報告、監査委員2名を代表いたしまして、令和2年度各会計の決算審査及び基金運用の状況の審査結果を御報告いたします。

決算審査意見書は、皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告申し上げます。

第1に、審査の種類でございますが、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づく決算審査及び基金運用状況審査でございます。

第2に、審査の対象となりましたのは、令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算、令和2年度高鍋町国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業、介護認定審査会、介護保険、一ツ瀬川雑用水管理事業、西都児湯固定資産評価審査委員会、工業用地造成事業の8つの特別会計歳入歳出決算及び令和2年度基金運用状況についてでございます。

第3に、審査の期間でございますが、令和3年7月1日から令和3年8月3日まで、実質審査日数20日間でございます。なお、監査基準に基づき職員に対して審査結果の説明を行い、講評に対する弁明及び意見の聴取を行いました。弁明及び意見はございませんでした。

第4に、審査の着眼点及び実施内容についてでございますが、歳入歳出決算書等について関係法令に準拠して調整されているか、計数は正確か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等、基金の運用状況等につきましては、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に運用されているか等を主眼とし、歳入歳出決算書、附属書類として提出された歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況を示す書類

等について審査し、現地調査も実施しました。なお、審査は高鍋町監査基準に準拠して実施しました。

第5に、審査の結果でございますが、令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して調整されており、関係諸帳票をはじめ、その他の証拠書類などと照合審査した結果、決算に関する計数はいずれも正確であることを確認いたしました。

また、予算の執行、会計事務及び財産の管理など、財務に関する事務の執行は適正に処理されているものと認められました。

さらに、基金運用状況につきましても基金運用状況を示す書類の計数は正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていることを確認しました。

それでは、総括意見を申し述べます。なお、それぞれの項目ごとの審査結果につきましては、意見書を御覧いただきたいと存じます。37ページを御覧ください。

まず、一般会計から申し上げます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策を要因として、歳入は15億3,490万2,000円、歳出は15億7,390万円大幅に増加しています。財政指標を見ますと、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.4%と悪化しており、政策的経費の確保が厳しい状況になっています。意見書には記載はありませんが、政策的経費に使える2年度の経常一般財源は1億6,777万9,000円となっており、前年度より1億1,641万8,000円減少しています。

一方、財政力を示す財政力指数は0.546と県内の平均を大きく上回り、経常一般財源に占める公債費の一般財源の割合を示す公債費比率は5.4%、一般財源総額に占める公債費に充当された一般財源の占める割合を示す公債費負担比率は、10.1%と昨年度より改善しています。

また、財政の健全化を判断する指標の一つであります実質公債費比率は13.4%と上昇傾向にありますが、将来負担比率とともに早期健全化基準内の数値であり、財政の健全性は保たれているものと判断します。

今後の財政運営につきましては、施設の老朽化に伴う長寿命化対策や社会保障費の財源の見通しを的確に把握して慎重に行う必要があると思われま。

歳入に関しましては、歳入を自主財源と依存財源とに分けますと、自主財源は全費目で減少しています。町税が4,925万2,000円減少したのをはじめ、ふるさと納税寄附金が4億1,137万6,000円、繰越金は1億9,174万2,000円減少し、自主財源全体では8億5,285万7,000円の大幅な減少となっています。

なお、自主財源確保に不可欠な町税につきましては、収入未済額が増加していますが、徴収猶予分を考慮すると、実質減少したものと考えられます。ただし、依然として収入未済額は多額でありますので、引き続き徴収に力を入れていただきたいと思ひます。

また、住宅使用料につきましては、民事訴訟法の手続に着手したことで、1,441万8,000円あった収入未済額が697万円と半分以下となっていますので、大いに評価

できるものと思います。

一方、依存財源では、地方交付税が1億6,278万6,000円減少しましたが、新型コロナウイルス感染症対策費として国庫支出金、県支出金が大きく伸びて、依存財源全体は23億8,775万9,000円の大幅な増加となっています。

令和2年度、財政調整基金から4億5,263万6,000円、ふるさとづくり基金から3億8,468万9,000円、公共施設等整備基金から1億400万円繰り入れている。基金に財源を求めなければならない状況。

歳出に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策として定額給付金など補助交付金が増え、防災道路の整備、総合体育館の改修工事や給食センター空調機設置工事など教育施設の改善も大きく進んだと考えます。

また、義務的経費では、従来から増え続ける社会保障費、扶助費の増加に加えまして会計年度任用職員制度の開始に伴う人件費も増加していますので、今後とも財政の健全化を念頭に置いて事業効果、優先度、必要度を精査して予算編成に当たっていただきたいと考えます。

3ページ目を御覧ください。

一般会計の収支の推移を見ていただきますと、令和2年度の実質収支額は令和元年度の実質収支額を下回ったため、単年度収支は1億4,011万1,000円の赤字となりました。真に黒字または赤字であるかは、この単年度収支額に財政調整基金の積立額を加算し、取崩し額を控除した実質単年度収支で判断することになりますが、財政調整基金の取崩しが要因となって、令和2年度の実質単年度収支は3億9,354万1,000円の赤字となっています。元年度の赤字額を合算しますと、2か年で8億9,259万7,000円の赤字となっています。

基金の取崩しに頼らず、実質単年度収支が赤字にならないような将来を見越した財政運営を期待いたします。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。45ページを御覧ください。

国民健康保険加入世帯数は、前年度と比較して104世帯減少し、被保険者数も256人減少しております。令和2年度決算における実質収支は、1,685万9,000円の黒字となっています。真に黒字または赤字であるかを判断する実質単年度収支は、7,578万5,000円の赤字となっていますが、これは被保険者の税負担軽減のために基金を活用したことが要因であり、保険税の負担は県内でも低い水準、県内で24位となったことは正しい判断だったと評価できます。

歳入につきましては、国保税の令和2年度末の滞納累計額は6,374万4,000円と高額ですが、年々減少しており、徴収努力の成果だと評価します。今後、被保険者の高齢化がさらに進展し、医療の高度化も進み、医療費の増嵩が避けられない見通しですが、財政の安定化は最も重要な課題であります。そのためには、特定健診の受診率向上、健康づくりへの啓発など疾病予防と保険税の的確な収納が求められます。なお一層

疾病予防に向けて取り組まれるとともに、基金の運用による被保険者の負担の平準化に引き続き配慮すべきと思われます。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

決算状況は歳入歳出ともに安定しており、今後とも状況と保険制度の推移を注視しながら運営されることを要望します。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。51ページを御覧ください。

令和2年度の公共下水道事業の事業量は、管渠布設66.9メートル、面整備0.1ヘクタールであります。令和2年度末現在の面整備累計は226.2ヘクタールとなり、水洗化率は85.7%、2,897世帯、6,196人となっております。施設の管理面では長寿命化対策が講じられており、平成29年度で一定の対策が終了しております。

このような状況の中で、令和2年度末における財政状況は、事務費、施設管理費、建設事業費及び起債償還費で年間約3億4,475万円を要しておりますが、根幹的な財源である使用料は約1億994万2,000円であり、起債借入れ等により財源の調達をしていますが、不足する財源2億1,921万4,000円は全額一般会計からの繰入金で補っております。下水道事業経営の健全化と一般会計の負担を軽減するためにも、水洗化率の向上に向けた取組をなお一層推進することが求められます。

次に、介護認定審査会特別会計について申し上げます。53ページを御覧ください。

令和2年度の要介護・要支援の申請数は711件で、前年度と比較して90件減少しており、申請者のうち非該当者は7件となっております。3町による認定審査は、的確そしてスムーズに行われており、今後ともさらに連携を密にし、適正な審査が行われるよう要望いたします。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。56ページを御覧ください。

令和2年度の決算における実質収支は9,676万2,000円の黒字となっております。実質単年度収支は、実質収支が前年度を上回ったことと準備基金積立金が取崩し額を上回ったことにより2,499万9,000円の黒字となっており、適正に運営されております。

なお、今年度の保険給付費は2.2%の伸びであり、今後高齢化が進み保険給付費の増加も見込まれることから、介護予防の諸事業に積極的に取り組むとともに、介護を必要とする全ての人々に希望する介護サービスが的確に提供できるように、円滑な運営を図っていくよう望むものであります。

次に、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計について申し上げます。

一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入された畑地かんがい用水を他の農業にも雑用水として使用することを目的に、1市3町で共同設置された会計で、平成21年度から事業を開始しております。施設運営は適正に行われており、財政状況は収入未済額もなく、安定した運営となっております。今後も適正で安定的な運営を要望いたします。

次に、西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計について申し上げます。西都児湯固定資産評価審査委員会は、平成27年度に西都児湯1市5町1村で共同設置されております。令和2年度は審査事案はありませんでした。

次に、工業用地造成事業特別会計について申し上げます。

全ての事業が完了し、令和3年度の返済で終了となる見込みですが、誘致企業との連携と信頼関係を深めていただいて、今後企業に勤める従業員の定住化が図られることを要望します。

続きまして、高鍋町水道事業会計決算審査結果について御報告申し上げます。

第1に、審査の種類でございますが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく決算の審査でございます。

第2に、審査の対象でございますが、令和2年度高鍋町水道事業会計決算でございます。

第3に、審査の期間でございますが、審査の期間は6月21日から6月24日までの間のうち、実質4日間でございます。

第4に、審査の着眼点及び実施内容でございますが、町長より提出された決算書類及び附属書類が地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成されているか、また水道事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、会計帳票、証拠書類、関係帳簿などの照査など、高鍋町監査基準に準拠して審査を実施いたしました。

第5に、審査の結果でございますが、審査に付された決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、関係帳簿と符合し、かつ当年度における水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めました。また、水道事業の運営は地方公営企業法第3条の規定の趣旨に従って執行されていることを認めました。

それでは、決算の概要と総括意見を申し上げます。23ページを御覧ください。

令和2年度の業務状況を見ますと、給水人口は前年度とほぼ同数でしたが、大口給水先の使用水量の増加と漏水対策の効果が数値に表れています。有収水量が増加し、有収率も6.2%向上したことで給水原価が4.6円、2.4%下がる結果につながり、給水原価が供給単価を上回る逆ざや現象が解消されています。

財政状況を見ますと、資産の部では有形固定資産の構築物、機械及び装置の減少額が大きく、固定資産は1億121万3,000円、2.4%の減少となっております。

流動資産は、現金預金が2,485万円、6.6%増加しております。

負債の部の固定負債では、企業債償還により1億3,073万7,000円、6.2%の減少となっております。

流動負債につきましては、翌年度の企業債償還予定額及び未払金が増加したことが主要因となって、2,845万9,000円、9.9%増加しております。

繰延収益は、国庫補助金、工事負担金により取得した資産の当年度減価償却費相当額で

あります1,986万4,000円、4.0%減少しております。このことにより、全体の負債額は1億2,214万2,000円、4.2%減少しております。

資金運用面では、流動資産が流動負債を上回っており、安定していると言えます。

資本金の部では、建設改良積立金を取崩し※自己資金に組み入れたことにより、1,841万6,000円増加しております。

剰余金の部では、減債積立金積立が2,216万8,000円増加し、利益剰余金全体では2,700万3,000円、8.8%増加しております。

以上のことから、資本全体では4,541万9,000円、2.5%の増加となっております。貸借対照法は安定した経営状況を示しており、適正な運営でありました。

今後の水道事業経営に当たっては、徹底した経営分析を行い、その結果を踏まえて業務の効率化に向けた取組と、安全で良質な水の安定供給に向けて町民に信頼される水道事業の執行を要望するものであります。

以上、報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

.....
午前11時44分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。日高正則監査委員。

○監査委員（日高 正則君） 建設改良積立金を取崩し自己資本金に組み入れたことにより、ということで訂正いたします。すいませんでした。

.....
日程第35. 請願第1号

○議長（緒方 直樹） 日程第35、請願第1号国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区受益者負担軽減に関する請願についてを議題といたします。

本日までに受理しました請願は、1件です。この請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおり、文教産業建設常任委員会に付託しましたので御報告いたします。

.....
○議長（緒方 直樹） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前11時45分散会

.....
※後段に訂正あり